

皆さまの取り組みが 保険料率を変えます！

ご存じですか？【インセンティブ制度】

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県ごとの健康保険料率に反映させるものです。5つの評価指標の評価結果が上位15位内の支部にインセンティブが与えられ、**健康保険料率の引き下げにつながります。**

※協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの医療費水準等に基づき決定しています。令和7年度の長崎支部の健康保険料率は**10.41%**（全国平均10.0%）となり、全国で**3番目**に高い保険料率です。

5つの取り組みが 保険料率引き下げにつながります



長崎支部キャラクター
ケン坊パパ

取組①
年に1度は
健診を受ける

取組②
特定保健指導
を受ける



長崎支部キャラクター
ケン坊ママ

取組③
日頃から健康的な
生活をおくる

取組④
要治療・要精密検査の
判定を受けた場合は
医療機関を受診する

取組⑤
ジェネリック医薬品
を使用する

《具体的な内容》

取組①	・協会けんぽの健診を毎年受診する ・職場内での健診の呼びかけ ＜被保険者（ご本人）様＞ 生活習慣病予防健診 ＜被扶養者（ご家族）様＞ 特定健診
取組②	・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合は特定保健指導を受ける ・特定保健指導を受けられる環境づくりの整備
取組③	・日頃から健康的な生活を送り、生活習慣病を予防する ・特定保健指導該当者は保健指導を受け、生活習慣を改善する
取組④	・健診の結果「要治療」「要精密検査」の判定を受けた場合は、すぐ医療機関を受診する ・事業所は従業員の健診結果を把握し、必要な方に医療機関への受診を促す
取組⑤	・医療機関でお薬が処方される際は、「ジェネリック医薬品」を積極的に利用する

5つの取り組みにご協力をお願いいたします。

インセンティブ制度のチェックポイント

①健康保険料率に反映される取り組み実績について

インセンティブ制度は、当年度の取り組み実績に基づき翌々年度の健康保険料率にインセンティブを付与する制度です。

②インセンティブの付与対象支部について

インセンティブ制度では、**5つの評価指標**に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、**上位15支部**に対して支部ごとの得点数に応じた**インセンティブ（報奨金）**を付与することとしており、そのインセンティブによって健康保険料率の引き下げを行います。

③インセンティブの財源負担

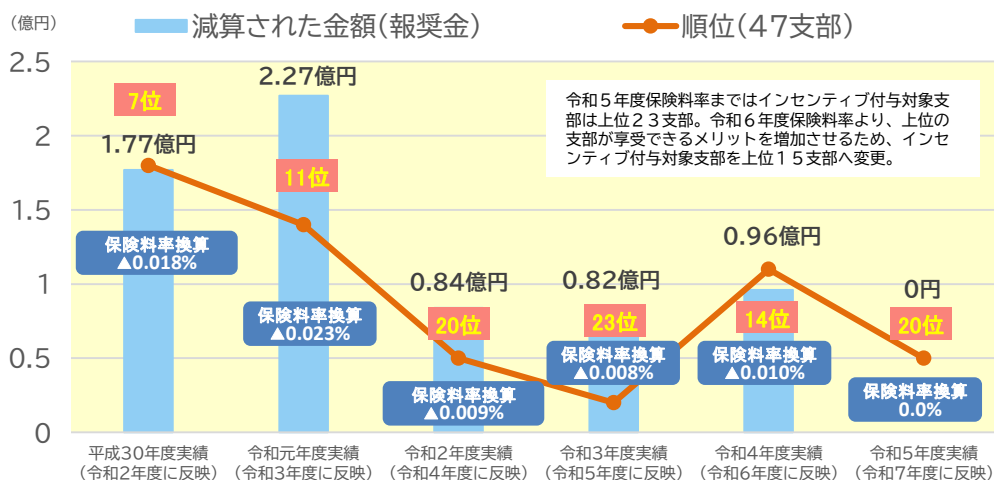
財源は、全支部から一律0.01%を従来の健康保険料率に上乗せして拠出します。

インセンティブ制度が令和7年度長崎支部保険料率に与えた影響は？

長崎支部は令和2年度～令和6年度保険料率まで5年連続でインセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率引き下げにつながっていました。しかし、令和5年度の長崎支部のインセンティブ制度にかかる実績は**20位**(47支部中)であり、令和7年度長崎支部保険料率には**インセンティブの付与はありませんでした**。

保険料率の伸びを抑えるためにも、皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。

長崎支部のインセンティブ制度 実績推移



※「減算された金額」及び「保険料率換算」は、インセンティブ財源拠出後を基準とした数値を記載。



協会けんぽ長崎支部キャラクター
尾まがり猫家族

令和7年度の取り組み結果は令和9年度の健康保険料率に反映されます。

健康づくり等の取り組みにご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

〒850-8537

長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

TEL:095-829-6000(企画総務グループ)